

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書

自由民主党川口市議会議員団

令和2年5月25日

自由民主党政務調査会長
岸田 文雄 様

自由民主党政務調査会長代理
新藤 義孝 様

自由民主党川口市議会議員団
団長 宇田川 好秀

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について

全世界で感染が蔓延している新型コロナウイルスは、我が国でも感染拡大を続け本年4月7日には7都府県を対象とする緊急事態宣言が発令され、同16日には対象地域が全都道府県に広がった。その影響は、学校の一斉休業や大規模イベントの自粛要請につながり、人やモノの動きが全国的に遮断され、国民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている。5月14日には、特定警戒都道府県を除く39県が宣言解除となったが、今なお完全な収束には至っておらず、特定の条件が重なれば再び感染者数が増加する恐れもあり、引き続きの警戒が呼びかけられている。

一方、4月30日には一般会計総額で、25兆6914億円に上る過去最大の補正予算が成立。緊急経済対策の枠組みを示し、その中で「特別定額給付金」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」など迅速かつ、的確な家計への支援や、地方自治体への支援を示したところである。さらに国は、5月14日夜に開いた新型コロナウイルス感染症対策本部において、2020年度、第2次補正予算案の編成を関係閣僚に指示し、家賃支払いが困難な中小企業や、生活の苦しい学生などに向けた支援策を盛り込んだ予算案を提示。これについて、27日をめどに閣議決定し、6月17日までの今国会中の成立を目指す考えを示し、国からの国民に対するさらなる支援の拡充に期待は高まっており、国民の声を早々に活かされた国の対応に敬意を表します。

しかし、国より国民と身近な立場にある地方自治体においては、財政調整基金等の切り崩しなどにより、いち早く独自の緊急策を実施しており、その財源の一部として示された国の施策は十分なものとは言えず、今ここで、災害等不測の事態が発生した際には自治体独自での行政運営が厳しい局面を迎えることが予測されることから、交付金のさらなる増額が必要であること。また、学校教育においても、3月からの長期間に渉る一斉臨時休校により、子供達の学びの場を得られないという危機、学習の保障や心のケアが急務となっている。事態の長期化を見据え、国民生活の安定と社会機能の維持が図られるよう、医療提供体制の確保・子育て支援や介護サービスの拡充にも対策を講じなければならない。緊急事態宣言を受けて、公共事業においても、大手建設会社を中心として工事現場を一時停止する事態に陥っており、地震や台風等の、災害対策など各種公共工事の中止や遅れは防

災対策においても懸念されるところである。

現在の日本国内における経済活動は、大幅な抑制を強いられ、外出規制などにより大きなダメージを受けている。さらに、地方自治体の歳入においては多大な減収等が見込まれ、今後の財政運営を行う上で大きく影響を及ぼすことが想定される。新型コロナウイルス感染症根治に向けての展開が見通せない状況で、この経済危機から景気回復に至るまでの道のりは、非常に厳しい状況にあると言えるであろう。現在の状況から、新型コロナウイルス感染症収束から終息へ。そして、その後。アフターコロナまでを見据えた、全庁挙げての対応の実現を以下要望する。

記

1. 感染拡大防止と医療提供体制の確保

- (1)地域保健所、外来・検査センター等の医療人材不足を解消する仕組みを早急に講じること。
- (2)医療防護具(サージカルマスク・フェイスシールド・防護服等)の物品供給の安定化と、人工呼吸器や体外式腹膜人工肺等医療機器の国内増産体制を整備すること。
- (3)感染の恐れもある中、診療に携わる医療従事者に医療報酬の引き上げを図ること。
- (4)オンライン診療にともなう診療報酬の引き上げと設備投資に係る財政措置を図ること。
- (5)ワクチンの開発・製造・審査を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
- (6)自己免疫力を高める的確な方法や情報を広く国民に啓発すること。

2. 子育て支援の充実

- (1)児童虐待防止・早期発見のため、子どもや保護者が相談しやすい体制を拡充するとともに、一時保護等の措置を滞りなく行うこと。
- (2)両親が感染した場合の子どもの保護のあり方について、国として早急にガイドラインを示すこと。
- (3)育児休業給付金の引き上げと有期雇用労働者に係る受給要件の緩和措置を講じること。
- (4)保育施設の休園や登園自粛に係り、認可外施設においても認可施設同様の減免措置を講じること。

3. 介護サービスの拡充

- (1)特別養護老人ホームをはじめとする介護事業所でのクラスター発生時に迅速に対応するため、備蓄用の衛生資材(サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、ガウン等)の供給を図ること。
- (2)感染拡大防止のため高齢者施設等を多床室から個室へ改修する補助事業にともない、利用者負担に係る財政措置と介護人材確保のための支援も講じること。
- (3)高齢者介護における ICT や IoT 導入の一層の財政措置と介護報酬の引き上げを図ること。

4. 障害者の支援体制の維持

- (1)障害者支援施設及び、グループホームの入所者等が感染した場合、集団感染させないための事業運営について、国として早急にガイドラインを示すこと。

(2)障害者の安定した在宅生活を支えていけるように、訪問系サービスの報酬の引き上げを図ること。

5. 学校休校への対応

(1)学校現場における休校等の影響を最小限にとどめるため、教育機関等に対して適切な支援策を講じること。

(2)学校教育活動の再開に向けた支援制度の充実、及び再開後も感染拡大防止のために講じる措置について物的・財政的支援を行うこと。

(3)長期休校の影響による児童生徒・保護者の不安に寄り添い、それぞれが安定した学校生活を送れるよう、学習支援員等の拡充のための施策、及び財政支援を行うこと。

(4)臨時休校に伴い、更なる不登校児童生徒を増加させないようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを増員するなどの登校支援体制を構築すること。

(5)緊急事態宣言による外出自粛や休業が続くことへの生活不安やストレスで、家庭内暴力や児童虐待被害が増加する恐れがあるため、相談体制の拡充などに努めること。

(6)長期休校による学力低下とならないよう、オンライン授業等を受ける環境整備における、教育の機会均等を図ること。

(7)学校、放課後児童クラブ、教育研究所等に通う児童生徒、及び職員の衛生管理に関わるものについて、物的支援を行なうこと。

(8)感染拡大に伴い、小中学校の修学旅行を延期・中止し、キャンセル料が発生した場合、保護者及び旅行代理店双方の状況を踏まえ、必要な財政支援を講じること。

6. 経済対策

(1)景気回復までの長期化を考慮して、持続的に給付金の支給や減税措置、租税の納付猶予などで事業継続できるよう、徹底した資金繰り対策を講じること。

(2)製造業の生産拠点の国内回帰の促進、外国の需給に左右されない、生産体制を早期に構築できるよう支援するとともに内需を強化させること。

(3)収入を給与所得や雑所得として計上している一部のフリーランスへの給付金支給の支援を早急に講じること。

(4)テナントの事業継続のための家賃補助スキームである特別家賃支援給付金制度を早期に講じること。

(5)雇用調整助成金の上限を引き上げるとともに、手続きの簡素化を図ること。

(6)政府系金融機関の行う融資については、返済猶予期間の拡充や、劣後債として会計処理を使用する取り組みなどを実施し、中・小規模事業所を倒産の危機から守る融資策を早期に講ずること。

7. 持続可能な行政運営のための施策と財政支援

- (1) 地方自治体のこれまでの新型コロナウイルス感染症対策、また、第二波を想定した新たな対策、さらには事態収束後の景気回復対策に対し、十分な財政支援を講じること。
- (2) 緊急措置として実行している地方税の徴収猶予による収入の遅れ、また、令和3年度においては、国民の所得減による市税や、消費の落ち込みによる各種交付金等の歳入における大きな減収が見込まれることから、それらを補填する支援策を確立すること。
- (3) 歳入の減収に対しては、後年度の負担となる地方債の発行による対応ではなく、補助金等を交付し対応すること。
- (4) 新型コロナウイルス対策において、感染を特に警戒する地域、地域経済の構造など異なる事情があることから地方自治体に裁量権をもたせる策を講じること。
- (5) 緊急経済対策等により生活に不安や困難を生じた国民に対する助成制度や支援制度の実施にあたっては、申請から給付までを短期間で行えるよう施策を講じること。
- (6) 感染拡大を防止するため、マイナンバーカードの普及率を高め、申請等の手続きの簡略化を推進すること。
- (7) マイナンバーカードの普及を図りつつも、世代間格差などの是正のため簡素化を図り、オンライン申請に対応できない方のためにも申請できるような措置をとること。
- (8) ICT技術の推進を図り、在宅においても様々な行政サービスを享受できるよう整えること。
- (9) 印鑑不要の手続きを推進すること。
- (10) 外出しなくても、必要な手続きや経済活動ができるテレワーク環境の整備を進めること。
- (11) 感染症拡大防止等、有事にきちんと対応できる法整備を行うこと。

8. この機に乗じた、中国公船の我が国領海侵犯と不法行為に抗議すること。

9. 公共事業への支援

- (1) 台風対策などの防災対策等の市民生活に直結する各種公共工事について、入札の執行を維持しつつ工事中断の件数を増やさないこと。
- (2) 業者に対する感染防止指導を徹底すること。
- (3) 感染者が発生した場合における、工事中断期間の休業補償支援に対して財政支援を行うこと。
- (4) 市発注の公共事業において、受注者が行う新型コロナウイルス感染対策に対応する設計変更への国の財政措置を講じること。
- (5) 受注者が行う、電子入札、電子会議に対応するためのパソコン購入、ネット環境整備などへの国費助成措置を行うこと。
- (6) 次年度以降の市税減収が見込まれる中、建設事業者の経営支援のため、一定事業量確保のための国の財政措置を講じること。

以上